

蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (子ども・子育て支援納付金分)

1 改正理由

国は、こども未来戦略の「加速化プラン」(令和5年12月22日閣議決定)に基づく少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度を創設し、医療保険の保険料と合わせて令和8年度から毎年度支援納付金を徴収することとした。蕨市国民健康保険においても医療保険制度上の給付に係る保険税等とあわせて、令和8年度より子ども・子育て支援金を徴収するため、蕨市国民健康保険税条例の一部改正をしようとするものである。

2 改正内容 (子ども・子育て支援納付金分の税率等)

	税率等	課税限度額
所得割	0.3%	3万円
均等割	1,800円	
18歳以上均等割	100円	

※課税限度額については、地方税法施行令一部改正の公布予定である3月末日を持って、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分による改正を予定

3 税率改正により見込まれる調定額

	令和7年度当初調定額 (A) (実績)	令和8年度当初予算 調定額 (B)	調定増加額	調定増加率 (B) / (A)
国民健康保険税 (除子ども分)	1,740,546,300円	1,889,749,000円	149,202,700円	108.6%
子ども・子育て支援 納付金分	—	54,121,000円	54,121,000円	
計	1,740,546,300円	1,943,870,000円	203,323,700円	111.7%